平成２１年（フ）第１６３１４号
東京都文京区小石川４丁目13―11
債務者　菊地　常夫
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月10日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６３１５号
東京都文京区小石川４丁目13―11
債務者　菊地垚代子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月10日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０５９号
東京都東大和市湖畔３丁目1158番地の117
債務者　鳥取　千恵
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月10日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１０６３号
東京都武蔵村山市大南３丁目３番地の４ひかりコーポ203号
債務者　西山　卓光
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月10日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１１２号
栃木県那須塩原市油井19番地、前住所栃木県那須塩原市百村3041番地13
債務者　山田　富夫
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月11日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２１年（フ）第１１３号
栃木県那須塩原市油井19番地、前住所栃木県那須塩原市百村3041番地13
債務者　山田　美香
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月11日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２１年（フ）第２５０号
長崎県佐世保市十郎新町６番４号　十郎原団地Ａ―４棟201号
債務者　阪口　淳子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第２６５号
長崎県佐世保市保立町３番21号
債務者　黒田　幸一
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月20日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第２７６号
長崎県北松浦郡佐々町小浦免69番地１
債務者　中村　信子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第２７８号
長崎県佐世保市大潟町289番地20
債務者　大渕真由美
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月20日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第２８６号
長崎県佐世保市田原町198番地３
債務者　久保　智子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第２９６号
長崎県佐世保市三浦町13番46号　宝ハイツ103、旧住所長崎県佐世保市春日町35番11号
債務者　林田　義人
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月20日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第１８４４４号
埼玉県さいたま市見沼区染谷３丁目522
債務者　大澤美百合
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０１８号
東京都台東区松が谷２丁目２番９号
債務者　竹林　茂信
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３３８号
広島県福山市大門町６丁目９番４―104号
債務者　丸田　洋子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第１５４号
沖縄県うるま市字田場1411番地１　コーポ田場103
債務者　宮城　るみ
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部